

会議名	(仮称)市民参画条例策定委員会グループ会議 火曜日グループ(要旨)		
日時	平成19年10月11日(木) 午後6時30分~9時30分	場所	市役所東館7階 701会議室
出席者	火曜日グループ 3名(麻生、佐々木、米田)		
	職員 1名(和田)		
内 容			
<p>土曜日グループ作成の提言草案をベースにして、火曜日グループの意見をまとめました。下記以外は土曜日グループと同意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表示の統一 条例本文では、前文では「～です ～ます」、本文では「～である」に統一するのが望ましい。 ・ 1頁 「まだまだ現状を是とする...」「市民の力を活用する」を削除 ・ 4頁 2.1 理念については 「すべての市民は市政に参画・<u>協働</u>する権利を持ち、その機会は平等に与えられる」のみを理念とする。 については基本原則 に組み入れ「<u>市は市民が持つ知識、経験、感性等を尊重すると共に、市民の真摯な意見に迅速かつ的確に対応し、施策に反映させるよう努めること</u>」とする。 は削除(2.3「情報共有について」と重複するため) ・ 5頁 3.1 市民の定義については「中間まとめ」3.(1) ~ の表現とする。 3.2 「市議会」を削除 3.3 「市民の役割等」 「市民の役割」、「参画・<u>協働に積極的に...</u>」 「参画・<u>協働に自主的に...</u>」 3.4 「市の役割等」 「市の役割」 ・ 6頁 4.1.(1) 「市民等」 「市民」 4.2. 住民投票については、必ずしも「市が行う市民参画手続手法」とは云えないため、独立した項目を設ける。 4.3. 「また、その手法については障害者等にも...」を削除 「意見提出手続とは別に1つ以上の方法を行う...」 「意見提出手続を行う...」(ただし、意見提出手続のみを主体に考えて良いのかどうかについては、グルー 			

プ内で意見が分かれた)

- ・ 7頁 「意見提出手続とは別に2つ以上の方法を行う…」 「意見提出手続とは別に1つ以上の方法を行う…」

「中間まとめ 5.1 行政発案型政策における参画手法」を挿入する。

- ・ 8頁 5.(1) 提案連署 10人
(2) 「提案者が(仮称)市民参画協働委員会に対して提案を行い、同委員会が審議…」 「提案者が市長に対して提案を行い、市の機関の担当部と(仮称)市民参画協働委員会が審議…」

結果の通知期限はプレゼンテーション実施後3週間以内、異議申し立ての審議は別途審議会で行う。

- ・ 9頁 住民投票「中間まとめ 6.1~4」は記述しておく。更に、投票有資格者総数の一定割合

以上の住民が請求した場合は、市議会の審議を経ずに住民投票が実施できるよう定めておくべきである。(これが規定されないと「市民が主体」の条例とはならない)

- ・ 10頁 「現審議会組織と同様とする」「(本条例策定委員歴任者を含める)」「事務局(市職員)」

を削除

- ・ 11頁 7.1. 「市職員の地域担当者制度の創設」については時期尚早、削除した方が

良いの

では?

7.2「市民参画協働活動の支援拠点の整備」のうち「参画の支援拠点」とは? 「行政サービス登録制度」及び「市民協働事業提案制度」は「中間まとめ」のとおりにする。

- ・ 12頁 「コミュニティ活動の推進」として次の提案をする。

それぞれの地域課題等について話し合っ、住民の希望するまちづくりを実現するためには、既存地域団体が領域・活動内容を越えて、小学校区や中学校区等の単位で一堂に会するラウンドテーブル組織が必要である。この組織が西宮市の各地区で整備されるよう、市と市民は連携し積極的に行動するよう提案する。